

複式簿記の記録対象としての会計的所有

－ポストモダンの会計的所有への展望として－

関 根 慎 吾

1 はじめに

現代の会計、とりわけ企業会計においては、複式簿記の記録体系に基づいた経済主体の経済的活動の記録が、会計における成果物である財務諸表の数値を生成する上で、重要な役割を果たしていることに異論はないであろう¹。しかしながら、会計ビッグバンと呼ばれた、20世紀末からの会計環境の激変は、簿記と会計の乖離を、少しずつとはいえ、後戻りできない形で顕在化させてきていることも否めない。例えば、費用収益アプローチから資産負債アプローチへの基本概念のパラダイムシフトを背景に、会計基準の整備が進められてきたその他有価証券の時価評価などは、そもそもそれが経済主体の経済活動であるといえるのか判然としないのにもかかわらず、それでもその他有価証券評価差額金としてその他の包括利益累計額に分類されて報告することが求められるようになった。これは、簿記上の取引、すなわち簿記が当該経済主体の経済活動と識別する活動と、会計報告としての経済主体に課せられた報告の対象に差異が生じていることの証左ではないであろうか。そして、その他有価証券評価差額金の処理において求められる純資産直入法にしても、ストック・オプションとして利用された場合の新株予約権にしても、これらが仕訳帳への記帳が求められない（求めてはならない?）「会計」事象であるならば、これらの項目が会計報告されるのは、少なくとも複式簿記が記録する経済事象とは異なる次元での理由が存在することになる。

費用収益アプローチから資産負債アプローチの段階的採用への、会計の基礎概念の転換は、会計基準の性格の転換としても現れている。それは、「公正妥当な会計慣行」から場合によっては「強制適用」という形で適正な会計慣行の創出を目指すという姿勢に他ならない。現代の（企業）会計は、日々更新される新たな経済的取引によって、過去の会計慣行の妥当性が追いつかなくなっている。それ故に、会計基準が目指すのは新たな会計慣行であり、それは場合によっては「強制適用」という手段が用いられることになるのかもしれない。

1 岩田[1956]を引くまでもなく、本来財務諸表は理想的には複式簿記を前提とせずとも作成され得る。この場合、実地調査に基づく財やサービスの評価額を時価で算出し、それによって貸借対照表を作成するとともに、二時点間の各勘定科目の比較から得られる変動額について、その原因をさらなる調査によって明らかにし、それを分類整理したものが損益計算書としてまとめられることになる。これらの会計報告用に用意される数値は、実地の調査によることとされるが、実際には過去の取引記録に基づく数値である可能性も大いにある。そこでは複式簿記体系で記録された数値と同一の根拠資料に基づくものも少なくない。また、時価が反映される数値においても、かなりの部分は決算整理という手続きの中で、複式簿記体系に取り込まれていることを考えると、仮に複式簿記を使わないとした場合でも、実質的には複式簿記体系の記録と相違はなく、その意味では会計の成果物における複式簿記の役割は、少なくとも現代においても、決して無視できるものとは言えない。とはいえ、問題は複式簿記という記録体系の範囲、もしくはその定義と言い換えることができるかもしれないが、そこに決算整理の手続きが含まれるのかという点にこそある。本稿ではそのことも視野にこの後の議論が展開される。

とはいえ、この新たな会計「慣行」がどのような意味で公正妥当かを評価するには、評価の判断基準が示される必要がある。そこでまず考慮されるべきは、会計が実践され、求められる社会のあり様ではないだろうか。資産負債アプローチが求められる社会（それは当面的には現代の経済社会と言えるかもしれないが。）も、広く市民社会の中でしか存在できないのであるとするならば、社会全体のあり様を視野に入れて、その必然性を考察する必要があるだろう。

本稿では、このような問題意識から、主に複式簿記に求められた社会的背景の考察から始め、それが会計ビッグバンを経て社会自体がどのように変わってきているのかを踏まえて、改めて現代会計が求められる社会を考察することを目的とした研究の一端として、当座の関心事について論点を整理することを目的とする。すなわち、会計的所有という視点からの複式簿記の記録対象と、資産負債アプローチの背景として、会計情報に有用な投資情報を求める資金提供者がそれである。そして、これらの社会の根底を構築するものとして、三層の意識、下意識、無意識、とりわけ下意識の変動が表層の意識に影響を及ぼした結果を分析するというスタンスをとることにしたい。こうして整理された論点によって、ポストモダンと呼ばれる現代における、会計の展開を展望する視座を提供するものと期待される。

2 社会の意識・下意識・無意識ー経済と政治、教育、家族と宗教

トッド [2022] によれば、まず歴史の表面に、意識に相当するもの、すなわち経済と政治を見出すことができるという。そしてより深いレベルに、社会の下意識を見出すことができるとし、それが教育（学歴）だという。彼によれば、一般社会やコメンテーターは自らの現実生活を省みて、その重要性を察知することができるという。さらにより一層深い部分に、さまざまな社会の正真正銘の無意識があり、それは家族と宗教というこの二つの複合的な相互関係がその実体だといえるとする。このように、経済、教育、宗教、そして家族の諸要素を、意識、下意識、無意識の諸概念によって押し広げ、有機的に編成することで、広義²の西洋世界のみならず、人類史全体を説明しようと試みている³。(37-38 頁)

2 トッド [2022] では、このカテゴリーに日本と韓国も含めているため、「広義」としている。

3 ベル [1976] もまた、社会を三層構造で理解しようとしている。ただし、ここでは技術ー経済構造、政治形態、文化という三分類になっており、トッド [2022] が政治を表層に位置付けるのとは対照的に、下意識の階層に位置付けている。しかしながら、ベル [1976] で政治形態というとき、それは「社会正義と権力との戦いが行われる場所である。(中略) 政治活動というものは根本的に、相反し、かつしばしば相容れない利益の間を調停しようとする政治活動である。あるいはまた判断の基盤として、相当する法規の権威や立法様式を求めようとする政治活動である。だから、政治的決断は、技術主義的な合理性によってではなく、取り引きや法律によって行われる。」(37 頁) という。すなわち、ここでの政治は、トッド [2022] の意識としての政治に加えて、官僚的組織運営を律する活動をも含むものとして捉えられ、それはトッド [2022] の場合、下意識である教育の高度化がもたらす結果としての官僚組織（それはしばしば弊害も指摘されるが、ここでは考慮しない。）の担うべき活動と捉えることができるだろう。そのように見れば、両者の差異はそれほど大きくは無いと思われる。さらに、ベル [1976] が文化と呼ぶものについて、「文化の型は数が少ない。あらゆる時代を通じて、意識の本質のうちで、すべての人間が直面する実存の実体から発しているからだ。(中略) 歴史的には文化は宗教と融合してきたものである。」(41 頁) と述べており、トッド [2022] の無意識を構成する家族・宗教に通ずるものを見出すことができる。

ただ、ベル [1976] はこうした社会の理解の上に、脱工業化社会では経済という意識と文化という無意識が全く分離してしまい、経済領域の法則と文化の法則は人々を相反する方向に導いていると指摘する (47 頁)。そうすると、政治の社会に対するインパクトを過小評価しているように思われる。本稿では下意識としての教育、そしてその帰結としての、行政組織のみならず民間企業組織においても、官僚制の進展を視野に入れた論考として、トッド [2022] の社会の三階層理論に依拠することとした。

その上でトッド [2022] は、これら社会の三層は時間の流れにつれて構造を成す各層が推移するが、その変化のリズムは層によって異なるという。表層の意識レベルであれば、例えば第二次大戦後からの自由貿易と世界の金融化の定着が半世紀程度だったことをみても、大方 50 年程度の周期を推定する。下意識レベルで考えると、例えば人類全体の識字化という教育の普及は 500 年、そして無意識の家族構造の推移は、文字の発祥を持って歴史の始まりと定義するならば、既に 5000 年を経過していることになる。(44-46 頁)

この見立てに従えば、表層の意識が現在、ポストモダンとして論じられるようになる 20 世紀中葉からだとなると、その下意識は 16 世紀前後ということになる。そして、複式簿記が成立する時期がそれより少し早い 13 世紀頃と推定されているとすると、複式簿記は成立当初とその後の展開期とでは、下意識に変化がみられる時期を跨がっていると考えられる。こうした視座を踏まえて、複式簿記は何を記録の対象としたのかを検討することは、経済を含む社会全体のパラダイムの展開を観察するためのツールになりうると思われる。

3 公正証書としての複式簿記とその記録対象

渡邊 [2023] によれば、複式簿記の誕生は 13 世紀初頭のイタリア北方諸都市に求められるが、この当時、複式という記録形式が必要とされたのは、普及し始めた信用取引による債権債務の回収や返済に伴うトラブルを回避するためだという (18-19 頁)。当時の商人たちの慣習は、信用取引に際して公正証書を取り交わすことが一般的であったが、増大する信用取引に対処するには、あまりに多くの時間とコストを要することが問題となってきた。そのために、帳簿記録が公正証書を代替するものとされるようになるのだが、当然その記録には取引当事者間の信頼が確保されなければならない。そこで、取引の一方の当事者からの記録だけではなく、双方からの両面記録、すなわち債権もしくは債務の発生の記録に付随する、相手方へ、もしくは相手方からの提供サービスの記録によって、相互に記録の正確性を牽制しようとする仕組みとして複式簿記に求められていたのは、その証拠性にあると考えることができる。

証拠として記録されるべきものをその記録対象とするのであるならば、複式簿記は記帳主体とその外部との信用取引にこそ限定されるべきであろう。そしてその限りにおいては、自己完結性(ストックとフローによる二面的な成果計算とその結果の同一性)と自己検証(貸借平衡)を求めることはないだろう。実際、初期の簿記記録では資本勘定に相当するものが無く、貸借平衡が完遂されないものも見受けられるのは、このことの表れだと解釈することもできよう。ここから推察されるのは、複式簿記の誕生当初の複式記録の完遂、すなわち資本勘定の登場以前における記録対象は、信用取引によって生じる債権債務に限定されていた可能性が高いということである。

そこで次に問われるのは、あらゆる信用取引は記録対象となり得たのか、ということである。ドゥ・ルーヴァー [2024] は、複式簿記誕生前後のヨーロッパ商業では、外国との商業組織は十分には発達していなかったと指摘している。すなわち、「12 世紀には外国との商業組織は、いまだ十分には発達していなかった。一般に組合はただ一回限りの往復のためだけに形成

されるに過ぎず、陸路であれ海路であれ、商人たちはいまだ交易荷を自ら携行していた。自国から持ち出すそれらの荷物は、彼らが持ち帰る物品を買うのに役立ったのである。言い換えれば、輸入は輸出とぴったりと結びついていたのである。このような条件のもとでは隔地間為替の問題は生じようがなく、ただ例外的に問題になるだけだった。」(18頁)のである。コンメンダに代表されるこのような企業形態において、証拠性を確保すべき記録対象は出資者(コンメンダトール)の出資額(債務額)に他ならず、個別の商品等を各々記録する動機は、簿記上の必要性には乏しいと言わざるを得ない。このように考えてみると、複式簿記完成当初までの簿記の記録対象は、企業に対する外部債権者である出資者に対する債務額であり、それは今日的に言えば資本ということになろうが、一回限りの時限的企業であるならば、むしろそれは元本の保証を問わないとは言え、それは負債と何ら変わることはない⁴。つまり、簿記の記録対象自体が企業の展開形態によって変わる可能性があるということではないだろうか。そうであれば、記録の対象であるか否かは企業の形態、もしくはその企業が展開する企業の、それが属する社会が要求する社会の成立要件に関わるのではないだろうか。

公正証書としての役割を担うことを期待されて発展してきた複式簿記という観点から記録対象の性質を整理するならば、企業は何を所有しているかという視点は記録に求めない、ということになろう。それは企業がいまだ永続的存在ではないからである。企業は解散が前提とされて期限的な活動を行い、終了後には清算され、出資額に応じた分配がなされる。つまり、資本は貨幣的に集められ、貨幣的に分配されるという貨幣資本観がそこにはみられるわけだが、記録すべきは将来の分配時に必要とされる根拠資料、すなわち返還を前提とした出資金額であり、元本の保証はなくとも、ある種の負債とみなすことが可能な債権債務関係の資料だと言えるのではないだろうか。だとすれば、外部の資金を企業活動の執行上必要としない家族経営であれば、簿記記録は複式である必要はないのかもしれない。家族経営でありながらそれが必要とされるのは、金融業を営む場合くらいしかないのかもしれない⁵。

取引の結果であるストック情報(記帳者側の記録)とその原因であるフロー情報(取引相手側に関する記帳者側の視点からの記録)が均衡する形で行われる仕訳が、結果として厳格な損益計算を可能にしたとしても、複式簿記成立直後の経済状況(度量衡や計算能力の涵養不足などを含む)が障害となり、実現は困難な状況であった。そのように考えると、複式簿記それ自体は、その後の展開史でもみられるように、成立当初から拡張可能性を秘めたものであったとしても、少なくとも、この時点での記録対象は、あくまで債権債務の回収・決済に関する経済事象であり、それを遺漏なく記録することが目的であったと考えて良いであろう。ここに、この時代区分における会計的所有の範囲を見出すことができるように思われる。

4 しかも、ここで言う負債は貨幣を前提とはしないので、『ベニスの商人』での人肉裁判のようなことも簡単に成立してしまうような、そんな経済秩序すら前提にしてしまうような、人類学的な負債を含蓄するものだとすることは留意する必要があるだろう。ただし、このことは中世イタリアにおけるフィクションに留まるものではなく、ポストモダンの現代においても、法的な手続きによって社会的な隷属関係を確立させるきっかけになり得ると言う点で、本質的には変わらないのかもしれない。

5 中世イタリアの簿記史料に金融業に関するものがほぼ全てを占める理由は、その辺りにあるのかもしれない。

4 論点1－複式簿記成立前夜における「所有」概念

ここで今一つ明らかにすべきは、「所有」という社会通念上の概念の定義である。アレント [2023] は「政治」の原型を、自由な市民の共同体であるポリスと、その市民を家父長とする家（オイコノミア）の領域が画然と区別された古代ギリシャに求めるが、両者の境界となるのが私有財産であるという（59 頁）。ここで古代ギリシャのポリスは理念形としての政治の原型であって、それは市場経済の発達、公共世界の商業化・産業化以前を想定しているように思われる。つまり、前節で見た複式簿記の成立前後の世界が、まさにこの時代区分に相当する⁶。それでは、アレント [2023] だったら簿記の記録対象をどのように規定することになるのであろうか。

アレント [2023] は、近代に特有の現象は公的領域と私的領域を隔てる溝が消滅することだとした上で、中世では私的領域にあらゆる人間活動を持ち込んで、家をモデルにして人間関係を形成する傾向が見られ、それらの一例がギルドや初期の商業会社であるカンパニーだったと指摘する（65-66 頁）。ここで私的領域とは、近代以降の社会が持つようになる個人の内面に深く関わる、いわゆる親密圏という意味は有さない。そもそも社会というものは、その構成員が一つの巨大な家族、同じ一つの意見と一つの利益を共有する家族のように振る舞うことを要求し、この共通の利害と単一の意見は家長が代表して、家長はそれに基づいて家を支配し、家族の間の不一致が生じるのを防いでいた。それが近代に向けて、社会というものが興隆した時期と家族が衰退した時期がぴったりと一致するという事実は、家族という単位の持つ機能がさまざまな社会集団に吸収されていったことを示している。そして、その帰結として、構成員の数の多さから利益や意見の一致が自然と強化され、もはや共通の利益や正しい意見を代表する一人の人間が実際に支配することが不要になるのであり、画一主義という現象は、近代の発展の最終段階の特徴だと見るのである（70 頁）。

稲葉 [2017] は、こうした公的領域と私的領域に区別された社会では、公的領域を構成する構成員、すなわち市民は、私的自立が先立っており、そうした自立ゆえに自律的な市民が、自発的に参加する事業として公的領域における政治があるとする。つまりは、私的自立としての生存の基盤を支えるものが、私的に所有する財産なのだが、これらは市場経済の外側に位置し、商取引の対象とならないからこそ、人々の生存の基盤たり得ているのだという⁷（62 頁）。

私的に所有する財産とは、こうしてみると、公的領域において取引されないものを意味する

6 稲葉 [2006] は、アレントの「文化の危機」というエッセイにおける議論を参照して、アレントの公共世界の変容を展開している。それによれば、それまで秘私的であったローカルな私生活圏、家と地域共同体のスケールで完結していた「労働」、すなわち生活基盤としての経済は、私的な自給持続では完結せず、市場経済のネットワークとしてどんどん広がり、労働するものが公共世界に登場する。ここで問題となるのは、これらの労働する者が公共世界でどのように振る舞うかがよくわからないという点であるという。これによって労働する者がいずれ、「資本による文化の実質的包摂」とも呼ぶべき事態を巻き起こしてしまうことで、それが文化の破壊につながる、すなわちこの社会の構造それ自体の変質を招くことになるという。（111 頁）

本稿の文脈では、この「資本による文化の実質的包摂」というのが、複式簿記の記録対象の拡大の契機になると考えられる。

7 なお、ここで（私的に所有される）財産の中核を構成するのは土地や建物などの固定資本財であり、不動産がその典型とされる。市場で取引されるのはその財産を元手に生産される農産物や製品ということになることには注意が必要となる。なぜならば、近代はこれら財産までもが市場取引の対象となり、そのことが私的領域の消滅を促すきっかけとなるからである。稲葉 [2017]、63 頁を参照のこと。

ことになる。であるならば、それを簿記の記録対象とすることはない。また、一回限りの往復陸航路での事業活動は、その企業の本質を貨幣と見る貨幣資本観が最も適しているとも言える。そうであれば、記録に留めるべきは、企業が一時的に「所有」する商品（貨幣という資本財によって入手した「果実」部分）ではなく、その資本財の貸借に関わる、つまり将来的にその決済が必要とされるような債権債務に限られることになる。多分、事業による成果計算、すなわち損益計算は簿記の外側での関心事であったのであろう。もしくは、成果計算そのものというよりも、家の存続を可能とするような仕組み作りの一環としての家訓といったものにこそ、この事業の執行者には重要だったのかもしれない。

5 論点2－市場経済下の近代（モダン）と負債による「所有」への拡張

ヨーロッパ中世盛期にその萌芽が認められる複式簿記は、一般に、企業の永続化を転機に期間損益計算の実現に適した展開を遂げたと言われるが、そこでの企業が家業としてであった場合、下意識としての教育、とりわけ高等教育の普及の帰結としての官僚組織の生成に変動を認める必要はない。むしろ、依然として限定的な家族単位内での伝承による事業の継承で済むはずで、伝承は門外不出となっていたことであろう。そうであるならば、複式簿記にあっての転機とは何であったのだろうか。渡邊〔2023〕は、投資誘引のための情報提供機能を第一義的役割とする会計学への転換を促した、19世紀のイギリスにそれを求めている（76頁）。ここで指摘されている「投資誘引」とは、端的に企業の株式会社化を指すものと考えられるのだが、このことが、とりわけ会計的所有という論考の中で着目すべきは、株主は100%の株式を所有しない限り、誰一人として株式を発行する会社を所有しているとは言えなくなっている、ということである。

稲葉〔2005〕は、株式会社という仕組みはそれまでの「所有」の概念に大きな変更を加える仕組みだと指摘する。すなわち、「株式はたしかに会社の共同所有権ですが、だからと言って会社を自由に支配したり所有したりする権利をもはや意味してはいない。せいぜいそれは会社の利益を分配される権利－『残余請求権』といいます－にちょっとだけおまけがついた程度のものではかないのです。」（169-170頁）と。この、冷静に考えれば、極めて不自然で不合理な株式会社という仕組みは、会社が長期的に安定的に存続することが大体において期待できるような社会でなければ、株式市場もまた安定しないのだが、「そのような心術は、言ってみれば比喩なしに『信仰』ではないでしょうか。」（261頁）とさえいう。

ところで、簿記会計的にその主体である企業を認知するとき、一つに資本等式に基づく主体観が、他方に貸借対照表等式に基づく主体観があるが、この二つの主体観は負債をめぐる対照的な見方を示している。前者では、負債は主体である資本主に帰属するマイナスの財産とされるのに対して、後者では負債もまた資本と同様企業に対する資金提供者とみなされる。そして後者では、さらにその資金提供者という立場が、企業に能動的に関与する資本主というよりは、受動的に関与する負債のような立場で考えられることが一般的ではないかと思われるのだが、株式の分散化が進むにつれ、株主資本が経営に関与する割合は低下する一方で、制度上は

所有者とは到底言えないはずの債権者は、企業の実質的な生殺与奪の権利を握ることになる。すなわち、所有者であるはずの株主にはほとんど所有の権利を行使する余地を残さず、債権者が実質的な所有者の如くふるまう権利を有することになるのである。それは、株式会社という仕組み、そしてそれが普及し、普遍化する過程で生じる株式の分散化によって露呈するのは、負債の暴力性とでも言うべき、貸し手による借り手に対する一方的な強制なのであった。

企業のかかる局面に至って、会計的所有の概念は所有の主体の多義性（形式的な所有者である株主には所有物に対する処分権をほとんど持ち得ないのに対して、負債の貸し手である債権者は、会社の清算時という特殊な状況においてのみではあっても、確実に企業が所有する財産を処分する権利を有する。）によって、複雑化することになったのである⁸。

6 ポストモダンの会計的所有ー結びに代えて

トッド [2022] は、「人間の行動や社会のあり方を『政治』や『経済』より深い次元で規定している『教育』『宗教』『家族システム』の動きに注目する人類学的なアプローチ」(3頁)で説明することを試みており、「時代を下るにつれて家族が父系化し、複合化する」(52頁)のが支配的な歴史プロセスだと述べている。つまり、家(イエ)という単位の大規模化の傾向を歴史的に見出すことができるのであるとすれば、複式簿記がその記録主体とする企業もまた、人類史的にみれば血縁関係の拡大したイエともいうべき存在として理解すべき存在であり、その記録対象としての会計的所有の概念はかかるイエ、すなわち企業に属する財産の支配権の明確化のプロセスということではできないだろうか。そして、究極の私有財産ともいうべきそのイエそのものというべき、企業それ自体が株式という形態で商取引の対象となった社会が、急速に全世界的に普及したのが19世紀末期だった。

奇しくも、パチョーリによるベニス式簿記の解説が刊行されて500年の時を経て、20世紀の後半にはポストモダンと呼ばれる社会の変革が「意識」されるようになった。時を同じくして、会計はモノから情報へとその報告対象の重点を着実に移行してきた。そしてそれは原価評価重視から時価評価重視への移行とも軌を一にする。果たして、株式会社のビッグビジネス化からポストモダンへの意識の変化と会計上のパラダイムシフトは、トッド [2022] が指摘してきた下意識の動きのもたらす当然の帰結だったのだろうか。

より大きな生産財(土地、資本、そして労働)を、市場を通じて取得することが可能となる社会と、ポストモダンという思想現象の整合性、そしてその延長線上で、昨今注視されつつあ

8 ホップウッド他 [2003] は近代的企业、すなわち文書中心主義的な数値による管理が発達した組織は、世界に先駆けて産業革命を成し遂げたイギリスではなく、当時まだ経済的後進国であったアメリカ合衆国において誕生したと指摘する。ここでの会計の役割が、「人間を『計算可能なひと』として測定し再構成する1つの特権的な方法」であることとしている。(80頁)

この指摘から想起されるのは、数ある数値のうちでも貨幣的測定は管理される側にとって最も強力な管理ツールとなり得たであろう、ということである。そして、ここに至って、企業を一つの家(イエ)として捉えてきた、中世から続いてきた企業の本質そのものにも必然的に作用したのだろう、ということである。グレーバー [2016] は貨幣の権能を、「モラルを非人格的な算術に変換し、それによって、さもなくば非道にも浅ましく見えるだろう物事を正当化する」(23頁)と表現するが、これもまた、企業、というよりも資本主、と負債の関係性の変化に起因するのではなかったかと思われる。

複式簿記の記録対象としての会計的所有
ーポストモダンの会計的所有への展望としてー

る人的資源(資本?)の会計数値化の議論も、今一度検討することが必要ではないかと思われる。本稿では論点整理として、論点1および論点2を個別に論じることしかしていない。しかし、これらの論点に通底するものの解明によって、近代(モダン)の先にあるポストモダンという社会における、会計的所有の本質に迫ることができるかと確信している。

参考文献

- ハンナ・アレント(牧野雅彦訳)、『人間の条件』、講談社、2023年。
稲葉振一郎、『「資本」論ー取引する身体／取引される身体』、筑摩書房、2005年。
稲葉振一郎、『モダンのクールダウン』、NTT出版、2006年。
稲葉振一郎、『政治の理論ーリベラルな共和主義のために』、中央公論新社、2017年。
岩田巖、『利潤計算原理』、同文館出版、1956年。
デヴィッド・グレーバー(酒井隆史監訳)、『負債論ー貨幣と暴力の5000年』、以文社、2016年。
レイモンド・ドゥ・ルーヴァー(楊枝嗣朗訳)、『為替手形発達史ー14世紀～18世紀ー』、文真堂、2024年。
エマニュエル・トッド(堀茂樹訳)、『我々はどこから来て、今どこにいるのか 民主主義の野蛮な起源』、文藝春秋社、2022年。
ダニエル・ベル(林雄二郎訳)、『資本主義の文化的矛盾』、講談社、1976年。
アンソニー・ホップウッド他編著(岡野浩他監訳)、『社会・組織を構築する会計 欧州における学際的研究』、中央経済社、2003年。
渡邊泉、『会計と倫理ー信頼と公平を携えた800年の軌跡』、同文館出版、2023年。